

豊田市福祉有償運送運営協議会運営指針

目的

本指針は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 49 条第 2 号に定める N P O 法人等による要介護者や身体障がい者等を運送する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る、法第 79 条の登録に先立ち必要とされる、豊田市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

運送主体

（１）次に掲げるような非営利法人であること。

- ・ N P O 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号））
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号））
- ・ 地方自治法第 260 条の 2 第 7 項 に規定する認可地縁団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号））
- ・ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号））
- ・ 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号））
- ・ 医療法人（医療法（昭和 23 年法律第 205 号））
- ・ 社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号））
- ・ 商工会議所（商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号））
- ・ 商工会（商工会法（昭和 35 年法律第 89 号））
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であるもの

（２）福祉有償運送が法人の目的の範囲内であること。（理事会等で認定され、法人の定款等に事業を行うことが記載されていること。）

運送の対象

福祉有償運送の運送の対象となる者は、以下に該当する者及びその付添人（介助者）であること。

（１）事前に法人の福祉有償運送利用会員として登録してあること。（乗車するその場で会員に登録するようなケースは認められない。）ただし、会員の付添人の登録は不要である。なお、福祉有償運送利用会員である旨を記載した会員証（任意様式）を作成・

発行し、会員は福祉有償運送を利用する際には常時携帯すること。

- (2) 会員として登録できるのは次の要件のいずれかに該当し、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であること。
- ①身体障がい者福祉法第4条に規定する身体障がい者
 - ②精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者
 - ③障がい者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障がい者
 - ④介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
 - ⑤介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - ⑥介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
 - ⑦その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する者
- (3) 短期間で治癒が予想される怪我、障がいのない妊産婦、乳幼児、単なる高齢者などは運送の対象にならない。
- (4) 「単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者」とは、乗降時及び移動中に何らかの介助・見守り等が常時必要となる者などであり、運賃等のサービス面において公共交通機関の利用が困難であるという理由は該当しない。
- (5) 運送主体は、会員の氏名等及び移動制約者であることの事実、ケア内容、その他必要事項を記載した会員名簿（愛運支局公示第15号参考様式第八号）を作成し、個人情報保護の観点から適切に管理をしなければならない。
- (6) 福祉有償運送は、個別輸送を原則とするが、透析患者の透析のための輸送等であって運営協議会が必要と認めた場合で、かつ、旅客から収受する対価が関係通達等の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（複数乗車）ができる。

運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが豊田市の区域内にあることを要するものとする。

使用車両

- (1) 使用車両は、乗車定員11人未満の自動車で、車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップ等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車（以下、「福祉車両」という。）であること。

- (2) 福祉車両ではない一般的な乗用車（以下、「セダン型車両」という。）による福祉有償運送を実施する場合は、会員登録簿にケア内容等を記載し、「ケアを主体とするサービスに連続して輸送が発生し、ケアの性質から一般のタクシー等による輸送が困難であるため、当該運送主体による輸送が必要である」事実を明確にすること。
- (3) 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを原則とする。ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは下記の事項に適合することを要するものとする。
- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
 - ② 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
 - ③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭にされていること。
- (4) 外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨の表示をしてあること。表示方法は次のとおりとする。
- ① 運送者の名称
 - ② 「有償運送車両」の文字
 - ③ 登録番号
 - ④ 文字はステッカー、マグネットシール又はペンキ等による横書きとし自動車両側面に表示すること。また、文字の大きさは縦横 50 ミリ以上とする。
 - ⑤ 運転者等との契約に基づき使用している車両や福祉有償運送以外にも使用する可能性のある車両には、誤解を避けるためにマグネット式が望ましく、福祉有償運送以外の用途に使用する場合には当該表示を外すこと。
 - ⑥ 登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写しを実施車両に備えておかなければならない。
- (5) 運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初度登録年月、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理すること。

運転者

- (1) 普通第 2 種運転免許を有し、申請日において免許停止処分を受けていない者、又は、普通第 1 種運転免許を有し、申請日前 2 年間免許停止処分を受けていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備えている者とする。
- ① 国土交通大臣が認定する講習を修了していること

②①に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める講習を修了していること。

(2) セダン型車両を使用する場合は、(1)の要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させるか、又は以下に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させること。

①介護福祉士の登録を受けていること

②国土交通大臣が認定する講習を修了していること

③②に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める講習を修了していること

(3) 運営主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記載した運転者台帳（愛運支局公示第 15 号参考様式第ハ号）を運転者毎に作成し、適切に管理すること。

また、運送主体の名称、運転者氏名、運転免許有効期限、運転者としての要件等を記載した運送主体の発行する運転者証（愛運支局公示第 15 号参考様式第ト号）を車内に掲示、あるいは運転者に携行させること。

(4) 運送主体は、定期的に事故防止、安全確保について必要な研修計画を作成し、運転者に積極的に研修を受講させ、輸送の安全及び旅客の利便の確保に努めること。

損害賠償措置

(1) 運送主体が所有し、使用する全ての車両あるいは運転者等から提供される自家用自動車を使用する場合においても、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を又は人身傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること。又は加入する計画があること。(契約申込書及び見積書の写し、あるいは宣誓書（愛運支局公示第 15 号様式第 8 号）の写しを提出すること。)

(2) 保険会社により、福祉有償運送活動中の保証がされない場合があるため、運送主体は、確実に保障がされるよう確認をすること。

(3) 乗降介助等、移動中以外での事故についての損害賠償措置として、上記と同等以上の補償額の全国社会福祉協議会の「福祉サービス総合保障」等に参加しておくことが望ましい。

旅客から収受する対価

(1) 福祉有償運送の対価は、以下に掲げる範囲のものをいう。

①運送の対価

運送サービスの利用に対する対価で、営利に至らない範囲として、豊田市内におけるタクシーの上限運賃額の8割以下であること。

②運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに設備の利用に対する対価で、実費の範囲内であること。

・迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金

・待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金

・その他の料金

介助料・添乗料・ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料

(2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ずつから対価を収受するため、「定員を最大限利用したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運行した場合の対価の総額」がタクシー運賃の概ね8割以下にあること。

管理運営体制等

(1) 運行管理体制

①運行の管理の責任者が選任され、運転者の確認、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされている等の組織体制が整っていると認められること。また、配置された自動車の数が5台以上の事務所にあっては、施行規則第51条の17第2項に規定する資格を有した運行の管理の責任者が選任されているか、又は選任される予定があること。

②運送主体は、安全な運転のために、乗務しようとする運転者に対して行う確認や指示は、原則として対面で行うものとする。対面での確認が困難である場合には、電話等により必要な体制を整備し実施するとともに、運送主体において、確認や指示の記録（愛運支局公示第15号参考様式二号）を実施すること。運転者が乗務したときの乗務記録（愛運支局公示第15号参考様式木号）についても同様に実施すること。

(2) 整備管理体制

運送主体において、整備の管理の責任者（整備士等の資格の有無は問わないものとする。）が選任され、使用する自動車の整備の管理が適切に行われる体制が整っていること、又は確実に選任されると見込まれること。

(3) 事故時の連絡体制

事故発生時において対応に係る責任者が明確であり、事故時の対応方法及び連絡体制

が整っていること、若しくは実施が確実であると見込まれること。事故の記録（愛運支局公示第 15 号参考様式第チ号）を実施すること。

（４）苦情処理体制

利用者からの苦情に対し、対応に係る責任者が明確に定められ、適切に記録する体制となっていること、若しくは実施が確実であると見込まれること。苦情処理の記録（愛運支局公示第 15 号参考様式第リ号）を実施すること。

法令遵守

運送主体（法人及び法人役員）が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 号から第 4 号に該当しないこと。また、社会福祉法、介護保険法、身体障がい者福祉法等福祉関係法令、及び非営利団体を構成する根拠法（例えば、医療法人ならば医療法、NPO 法人ならば特定非営利活動促進法）に違反しないこと。

福祉有償運送登録に必要な協議を依頼する法人が運営協議会に提出する書類

- （１）福祉有償運送に係る協議について（依頼）（様式 1）
- （２）誓約書（様式 2）

（添付書類）

- ・ 自家用有償旅客運送の登録（更新登録・変更登録）の申請（様式第 2 各号）
- ・ 法人にあっては、次に掲げる書面

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）

- ・ 認可地縁団体の申請にあっては、規約及び告示事項証明書並びに役員名簿等
- ・ 宣誓書（様式第 3 号）
- ・ 自動車登録簿（様式 3）
- ・ 有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書（様式 4）
- ・ 運転者等就任承諾書兼就任予定運転者等名簿（様式第 4 号）
- ・ 宣誓書（様式第 5 号）※事業者協力型自家用車旅客運送を行う場合のみ
- ・ 運行管理の責任者就任承諾書（様式第 6 号）
- ・ 運行管理の体制等を記載した書類（様式第 7 号）
- ・ 整備管理の責任者就任承諾書（様式 5）
- ・ 苦情処理の責任者就任承諾書（様式 6）
- ・ 事故防止、事故時、車両管理、苦情処理等に関する規定（様式 7）
- ・ 損害賠償措置に関する宣誓書（様式第 8 号）
- ・ 宣誓書（様式第 9 号）※事業者協力型自家用車旅客運送を行う場合のみ
- ・ 利用者名簿及び身体状況等、態様ごとの会員数（参考様式第八号）
- ・ 運送の対価等の金額（様式 8）

新規登録の手続き

- 1 申請者は、必要な書類を添付して豊田市長に、福祉有償運送に係る協議について（依頼）を提出する。
- 2 豊田市長は、上記の申請書類の内容を審査し、申請者の福祉有償運送の実施について、運営協議会へ諮る。
- 3 運営協議会会長は、豊田市長に対し協議結果を報告する。
- 4 豊田市長は、上記の報告によって運営協議会において協議が調った又は調わなかったことの報告を受けたときは、申請法人に対して文書で結果を通知するとともに、協議が整った場合においては、「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」（愛運支局公示第 15 号様式第 2－5 号）を交付する。
- 5 申請者は、申請書に上記書面を添付して、中部運輸局愛知運輸支局に登録申請をする。

更新登録の手続き

- 1 福祉有償運送実施団体に対し、更新登録の確認及び必要な書類の提出を要請する。
- 2 書類の提出を要請された団体は、必要な書類を豊田市長に提出する。
- 3 豊田市長は、上記書類の内容を審査し、当該団体の更新登録について運営協議会に諮る。
- 4 運営協議会会長は、豊田市長に対し協議結果を報告する。
- 5 豊田市長は、上記の報告によって運営協議会において協議が調ったこと又は調わなかったことの報告を受けたときは、申請者に対して文書で結果を通知するとともに、協議が整った場合においては、「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」（愛運支局公示第 15 号様式第 2－5 号）を交付する。
- 6 団体は、登録更新に必要な書類に上記書面を添付して、中部運輸局愛知運輸支局に更新登録申請をする。

変更登録の手続き

- 1 変更登録の申請を行おうとする団体は、必要な書類を豊田市長に提出する。
- 2 豊田市長は、上記書類の内容を審査し、当該団体の変更登録について運営協議会に諮る。
- 3 運営協議会会長は、豊田市長に対し協議結果を報告する。
- 4 豊田市長は、上記の報告によって運営協議会において協議が調ったこと又は調わなかったことの報告を受けたときは、申請団体に対して文書で結果を通知するとともに、協議が調った場合においては、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」（愛運支局公示第 15 号様式第 2－5 号）を交付する。
- 5 団体は、登録更新に必要な書類に上記書面を添付して、中部運輸局愛知運輸支局に変更登録の申請をする。

協議を要しない事項の変更手続き

- 1 運送主体は、次に掲げる協議を要しない軽微な事項について変更した場合は、30 日以内に愛知運輸支局に届出を行うとともに、運営協議会事務局へその写しを提出すること。
 - ・名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ・自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を 行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
 - ・路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）
 - ・事務所の名称及び位置
 - ・事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
 - ・運送しようとする旅客の範囲
- 2 会員の増減、運転者の変更、運行管理責任者の変更など愛知運輸支局への届出を要しないが要件が定められている事項を変更する場合は、適宜運営協議会事務局の確認を得たのち、豊田市長に対し、変更届（任意様式）を提出するものとする。